

役員等報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白山福祉会の役員等の報酬及び費用弁済に関する事項について定めるものである。

(定義及び適用除外)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員（外部委員のみ）を示す。

2 法人の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しないものとする。

(理事会、評議員会等の出席報酬等)

第3条 理事会、評議員会又はその他の会議、研修に出席したときの他、理事長による専決や監事による監査の実施等、役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事した時に限り、別表により1日分の報酬を支払うことができる。

2 報酬は直接本人に支払うものとする。

(費用弁償)

第4条 役員等が、法人業務のため出張した場合は、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費規程に準ずる。

3 費用弁償は直接本人に支払うものとする。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成24年12月22日より施行する。

この規程は、平成26年2月25日より一部改正して施行する。

この規程は、平成26年5月25日より一部改正して施行する。

この規程は、平成29年6月16日より一部改正して施行する。

役員等報酬及び費用弁償規程 別表

別表1 理事会、評議員会出席報酬等（日額）

報酬	費用弁償	備考
10,000円	旅費規程に準ずる	理事・監事・評議員

別表2 別表1以外の法人業務（日額）

報酬	費用弁償	備考
10,000円	旅費規程に準ずる	理事・監事・評議員

別表3 監事監査業務

報酬	費用弁償	備考
10,000円	旅費規程に準ずる	監事

別表4 評議員選任・解任委員会

報酬	費用弁償	備考
10,000円	旅費規程に準ずる	評議員選任・解任委員 (外部委員のみ)

※上記の額は源泉所得税を含む額